

平成十九年厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（指定薬物）

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

（指定薬物）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

一 亜硝酸イソブチル

二 亜硝酸イソプロピル

三 亜硝酸イソペンチル

四 亜硝酸三級ブチル

五 亜硝酸シクロヘキシル

六 亜硝酸ブチル

七 四―アセチル―N・N―ジエチル―セチル―四・六・八・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類

八 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

九 四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

十 四―アセトキシ―N・N―ジアリルトリプタミン及びその塩類

十一 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類

十二 四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリプタミン及びその塩類

十三 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類

十四 N―（―アダマンチル）―（五―クロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十五 N―（―アダマンチル）―（シクロヘキシルメチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十六 N―（―アダマンチル）―（―トラヒドロ―二H―ピラン―四―イル）メチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十七 N―（―アダマンチル）―（―トラヒドロ―二H―ピラン―四―イル）メチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十八 N―（―アダマンチル）―（四―フルオロブチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

十九 N―（―アダマンチル）―（四―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十 N―（―アダマンチル）―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十一 N―（―アダマンチル）―（ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十二 一―アダマンチル―（ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

二十三 一―アダマンチル（―ペンチル―H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

二十四 N―（―アダマンチル）―（ペンチル―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十五 一―アダマンチル（―メチル―H―ピペリジン―二―イル）メチル―H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

二十六 N―（―アミノ―（オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―（シクロヘキシルメチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十七 N―（―アミノ―（オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十八 N―（―アミノ―（オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―（四―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

二十九 N―（―アミノ―（オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―（五―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十 N―（―アミノ―（オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―（五―フル

ルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十一 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（シクロヘキシルメチル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十二 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（五―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十三 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十四 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（ヘキシル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十五 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（ベンジル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十六 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（ベンジル―四―エン―イル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十七 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十八 N―（―アミノ―三―ジメチル―（オキソブタン―二―イル）―（ペンチル―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

三十九 二―アミノ―（四―プロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン及びその塩類

四十 N―（―アミノ―三―メチル―（オキソブタン―二―イル）―（五―クロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

四十一 N―（―アミノ―三―メチル―（オキソブタン―二―イル）―（二―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

四十二 N―（―アミノ―三―メチル―（オキソブタン―二―イル）―（五―フル

オロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

四十三 N―（―アミノ―三―メチル―（オキソブタン―二―イル）―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

四十四 二―（四―アリルオキシ―三・五―ジメトキシフェニル）エタノール及びその塩類

四十五 七―アリル―N・N―ジエチル―四・六・八・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類

四十六 二―（イソプロピルアミノ）―（二―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類

四十七 一―（四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

四十八 N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

四十九 N―イソプロピル―五―メトキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類

五十 一酸化二窒素

五十一 インダン―二―アミン及びその塩類

五十二 一―（インダン―五―イル）―（ピロリジン―一―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

五十三 一―（インダン―五―イル）―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

五十四 二―H―インドール―三―イル（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

五十五 一―（二―H―インドール―五―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類

五十六 二―（エチルアミノ）―（インダン―五―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

五十七 二―（エチルアミノ）―（インダン―五―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

五十八 三―（二―（エチルアミノ）シクロヘキシル）フェニル及びその塩類

五十九 二―（エチルアミノ）―（チオフェン―二―イル）シクロヘキサノン及びその塩類

百二十五 「一」(シクロヘキシルメチル)―
 一H―インドール―三―イル」(ナフタレン
 ー―イル)メタノン及びその塩類
 百二十六 「二」(シクロヘキシルメチル)―
 一H―インドール―三―イル」(四―メトキ
 シナフタレン――イル)メタノン及びその
 塩類

百二十七 五―(シクロヘキシルメチル)―二
 ー(二―フェニルプロパン―二―イル)―

二・五―ジヒドロ―H―ピリド「四・三―
 b」インドール―オン及びその塩類
 百二十八 一―(二・三―ジクロロフェニル)
 ピペラジン及びその塩類

百二十九 二―(三・四―ジクロロフェニル)
 ー二―(ビペリジン―二―イル) 酢酸メチル
 エステル及びその塩類

百三十 四―(三・四―ジクロロフェニル)―
 七―メトキシ―二―メチル―一・二・三・四
 ーテトラヒドロイソキノリン及びその塩類

百三十一 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラ
 ン―五―イル)―二―(ビロリジン――イル
 ル)ペンタン―オン及びその塩類

百三十二 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラ
 ン―五―イル)プロパン―二―アミン及びそ
 の塩類

百三十三 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラ
 ン―六―イル)プロパン―二―アミン及びそ
 の塩類

百三十四 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラ
 ン―五―イル)―N―メチルプロパン―二―
 アミン及びその塩類

百三十五 一・二―ジフェニル―二―(ビロリ
 ジン――イル)エタン――オン及びその
 塩類

百三十六 ジフェニル(ビロリジン―二―イ
 ル)メタノール及びその塩類

百三十七 二―(ジフェニルメチル)ピペリジ
 ン及びその塩類

百三十八 二―(ジフェニルメチル)ピロリジ
 ン及びその塩類

百三十九 一―「(二・二―ジフルオロベンゾ
 「d」」(二・三)ジオキソール―五―イル)メ
 チル」ピペラジン及びその塩類

百四十 N―N―ジプロピルトリブタミン及び
 その塩類
 百四十一 (二・四―ジメチルアゼチジン―
 ーイル)―(七―メチル―四・六・六 a・

七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三
 if g」キノリン―九―イル)メタノン及び
 その塩類

百四十二 二―「(ジメチルアミノ)メチル」
 ー(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘ
 キサノール及びその塩類

百四十三 一―(三・四―ジメチルフェニル)
 ー二―(エチルアミノ)ブタン――オン及
 びその塩類

百四十四 一―(三・四―ジメチルフェニル)
 ー二―(エチルアミノ)ペンタン――オン
 及びその塩類

百四十五 一―(三・四―ジメチルフェニル)
 ー二―(ビロリジン――イル)ペンタン―
 ーオン及びその塩類

百四十六 二―「二・五―ジメトキシ―四―
 (トリフルオロメチル)フェニル」エタンア
 ミン及びその塩類

百四十七 二―(二・五―ジメトキシ―四―ニ
 トロフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百四十八 一―(二・五―ジメトキシ―四―ニ
 トロフェニル)プロパン―二―アミン及びそ
 の塩類

百四十九 二―(二・五―ジメトキシフェニ
 ル)エタンアミン及びその塩類

百五十 一―(三・四―ジメトキシフェニル)
 ー二―(エチルアミノ)ペンタン――オン
 及びその塩類

百五十一 一―(三・四―ジメトキシフェニ
 ル)―二―(ビロリジン――イル)ヘキサ
 ン―オン及びその塩類

百五十二 一―(三・四―ジメトキシフェニ
 ル)―二―(ビロリジン――イル)ペンタ
 ン―オン及びその塩類

百五十三 一―(三・四―ジメトキシフェニ
 ル)―二―(メチルアミノ)プロパン――
 オン及びその塩類

百五十四 二―(二・五―ジメトキシフェニ
 ル)―N―(二―メトキシベンジル)エタン
 アミン及びその塩類

百五十五 二―(二・五―ジメトキシ―四―ブ
 ロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 百五十六 一―(三・五―ジメトキシ―四―ブ
 ロボキシフェニル)プロパン―二―アミン及
 びその塩類

百五十七 二―(二・五―ジメトキシ―四―メ
 チルフェニル)エタンアミン及びその塩類

百五十八 二―(二・五―ジメトキシ―四―メ
 チルフェニル)―二―メトキシエタンアミン
 及びその塩類

百五十九 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ
 ー六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―
 六H―ジベンゾ「b・d」ピラン――イル
 ーアセテート及びその塩類

百六十 六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ
 ー六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六
 H―ジベンゾ「b・d」ピラン――イル
 ーアセテート及びその塩類

百六十一 二―「(テトラヒドロピラン―四―
 イル)メチル」―H―インドール―三―イ
 ル」(二・二・三・三―テトラメチルシクロ
 プロパン――イル)メタノン及びその塩類

百六十二 (二・二・三・三―テトラメチルシ
 クロプロパン――イル)「二」(四・四・
 四―トリフルオロブチル)―H―インドル
 ー三―イル)メタノン及びその塩類

百六十三 二―(二・四・五―トリクロロ
 ー三・六―ジメトキシフェニル)エタンアミン
 及びその塩類

百六十四 一―(二・四・六―トリメトキシフ
 エニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 百六十五 二―(ナフタレン―二―イル)―二
 ー(ビペリジン―二―イル)酢酸エチルエス
 テル及びその塩類

百六十六 二―(ナフタレン―二―イル)―二
 ー(ビペリジン―二―イル)酢酸メチルエス
 テル及びその塩類

百六十七 一―(ナフタレン―二―イル)―二
 ー(ビロリジン――イル)ペンタン――
 オン及びその塩類

百六十八 ナフタレン――イル―(四―
 フロロベンジル)―H―インドール―三
 ーカルボキシラート及びその塩類

百六十九 ナフタレン――イル―(五―
 フロロベンジル)―H―インダゾール―
 三―カルボキシラート及びその塩類

百七十 N―(ナフタレン――イル)―
 (五―フルオロベンチル)―H―インドル
 ー三―カルボキサミド及びその塩類

百七十一 ナフタレン――イル―(五―
 フロロベンチル)―H―インドール―三
 ーカルボキシラート及びその塩類

百七十二 ナフタレン――イル(二―ペンチ
 ル―H―インダゾール―三―イル)メタノ
 ン及びその塩類

百七十三 N―(ナフタレン――イル)―
 ーペンチル―H―インダゾール―三―カル
 ボキサミド及びその塩類

百七十四 ナフタレン――イル―(ペンチ
 ル―H―インダゾール―三―カルボキシラ
 ート及びその塩類

百七十五 N―(ナフタレン――イル)―
 ーペンチル―H―インドル―三―カルボ
 キサミド及びその塩類

百七十六 ナフタレン――イル「四」(ペン
 チルオキシ)ナフタレン――イル)メタノ
 ン及びその塩類

百七十七 ナフタレン――イル(九―ペンチ
 ル―九H―カルバゾール―三―イル)メタノ
 ン及びその塩類

百七十八 ナフタレン――イル(二―ペンチ
 ル―H―ピロール―三―イル)メタノン及
 びその塩類

百七十九 ナフタレン――イル(二―ペンチ
 ル―五―フェニル―H―ピロール―三―イ
 ル)メタノン及びその塩類

百八十 N―(ナフタレン――イル)―
 ーペンチル―N―(二―ペンチル―H―イン
 ドール―三―カルボニル)―H―インドル
 ー三―カルボキサミド及びその塩類

百八十一 二―「ビス(四―フルオロフェニ
 ル)メチル」スルフィニル―アセトアミド及
 びその塩類

百八十二 二―「ビス(四―フルオロフェニ
 ル)メチル」スルフィニル―N―メチルア
 セトアミド及びその塩類

百八十三 四―ヒドロキシN―イソプロピル
 ーN―メチルトリブタミン及びその塩類

百八十四 四―ヒドロキシN・N―ジイソプ
 ロピルトリブタミン及びその塩類

百八十五 N―「二」(二―ヒドロキシ―二―
 (チオフェン―二―イル)エチル)ピペリジ
 ン―四―イル)―N―フェニルプロパンアミ
 ド及びその塩類

百八十六 (一RS・三SR)―三―「二―ヒ
 ドロキシ―四」(二―メチルオクタシン―二―
 イル)フェニル」シクロヘキサニ――オ
 ル及びその塩類

百八十七 三―「二」(ビペリジン――イ
 ル)シクロヘキシル」フェノール及びその
 塩類

ジン―ニール」―三―メトキシアクリラ―
ト及びその塩類
二百六十七 メチル―二―「二―(シクロヘキシルメチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―ジメチルブタノア―
ルト及びその塩類
二百六十八 メチル―二―「二―(シクロヘキシルメチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア―ト及びその塩類
二百六十九 メチル―二―「二―(シクロヘキシルメチル)―一H―インドル―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア―ト及びその塩類
二百七十 メチル―三―「三―ジクロロフエニル)―一八―メチル―一八―アザビシクロ「三―二・二」オクタン―二―カルボキシラ―ト及びその塩類
二百七十一 N―メチル―一―(ナフタレン―ニール) プロパン―二―アミン及びその塩類
二百七十二 (四―メチルペラジン―一―イール) (二―ペンチル―一H―インドル―三―イール) メタノン及びその塩類
二百七十三 二―「二―メチルペラジン―一―イール) メチル―一H―インドル―三―イール」(ナフタレン―一―イール) メタノン及びその塩類
二百七十四 一―「二―(三―メチルフエニル)シクロヘキシル」ピロリジン及びその塩類
二百七十五 二―(四―メチルフエニル)―二―(ペリリジン―ニール) 酢酸メチルエス―テル及びその塩類
二百七十六 一―(四―メチルフエニル) プロパン―二―アミン及びその塩類
二百七十七 メチル―(二―フェニルプロパン―二―イール) カルバミン酸一・一―ジメチルエチル及びその塩類
二百七十八 二―(二―メチルフエニル)―一―(一―ペンチル―一H―インドル―三―イール) エタン―一―オン及びその塩類
二百七十九 一―「三―メチルフエニル) メチルペラジン及びその塩類
二百八十 一―(三―メチルフエニル)―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類
二百八十一 メチル―二―「二―(四―フルオリブチル)―一H―インドル―三―カルボ

キサミド」―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

二百八十二 メチルⅡ二―〔二―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキシミド〕―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

二百八十三 メチルⅡ二―〔二―（四―フルオロベンジル）―H―インドール―三―カルボキシミド〕―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

二百八十四 メチルⅡ二―〔二―（四―フルオロベンジル）―H―インドール―三―カルボキシミド〕―三―メチルブタノアート及びその塩類

二百八十五 メチルⅡ二―〔二―（五―フルオロベンチル）―H―インドール―三―カルボキシミド〕―三―フェニルプロパノアート及びその塩類

二百八十六 メチルⅡ二―〔二―（五―フルオロベンチル）―H―インドール―三―カルボキシミド〕―三―メチルブタノアート及びその塩類

二百八十七 メチルⅡ二―〔二―（五―フルオロベンチル）―H―ピロロ〕―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

二百八十八 N―メチルN―（プロパン―二―イル）―七―メチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキシミド及びその塩類

二百八十九 N―メチル―一―（五―メチルチオフェン―二―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類

二百九十 三―メチル―二―（四―メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類

二百九十一 メチルⅡ三―メチル―二―〔二―（ペンタ―四―エン―一―イル）―H―インドール―三―カルボキシミド〕ブタノアート及びその塩類

二百九十二 メチルⅡ三―メチル―二―（二―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキシミド）ブタノアート及びその塩類

二百九十三 N―メチル―四―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ブタン―二―アミン及びその塩類

二百九十四 五・六―メチレンジオキシインダノ―二―アミン及びその塩類

二百九十五 一 (三・四―メチレンジオキシフェニル) ブタシン―ニアミン及びその塩類
二百九十六 一 (三・四―メチレンジオキシフェニル) プロパン―ニール (メチル) カルバミン酸一・一―ジメチルエチル及びその塩類
二百九十七 一 (三・四―メチレンジオキシフェニル) ―ニ― (プロピルアミノ) ブタシン―オン及びその塩類
二百九十八 一 (三・四―メチレンジオキシベンジル) ピペラジン及びその塩類
二百九十九 一 (五―メトキシ―H―インドル―三―イル) プロパン―ニアミン及びその塩類
三百 (Z) ―N― [三― (二―メトキシエチル) ―四・五―ジメチルチアゾール―二 (三・H) ―イリデン] ―二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
三百一 五―メトキシ―N・N―ジプロピルトリブタミン及びその塩類
三百二 一―メトキシ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―ニール―一 (シクロヘキシルメチル) ―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類
三百三 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリブタミン及びその塩類
三百四 一― (四―メトキシフェニル) シクロヘキシル] ピペラジン及びその塩類
三百五 四― (三―メトキシフェニル) シクロヘキシル] モルフォリン及びその塩類
三百六 一― (四―メトキシフェニル) ピペラジン及びその塩類
三百七 一― [二― (二―メトキシフェニル) ―二―フェニルエチル] ピペラジン及びその塩類
三百八 N― (四―メトキシフェニル) ―N― (二―フェネチルピペリジン―四―イル) ブタシンアミド及びその塩類
三百九 二― (三―メトキシフェニル) ―二― (プロピルアミノ) シクロヘキサノン及びその塩類
三百十 二― (二―メトキシフェニル) ―一― (二―ペンチル―H―インドル―三―イル) エタノン及びその塩類

[illegible]

第一欄	三百二十七 (二)「ヨード―五―ニトロフェニル」(二)「―メチルペリジン―ニール」メチル」―H―インドール―ニール」メタノン及びその塩類 三百二十八 (二)「ヨードフェニル」(―ペンチル―H―インドール―ニール)メタノン及びその塩類 三百二十九 (二)「ヨードフェニル」(―メチルアゼパン―ニール)―H―インドール―ニール」メタノン及びその塩類 三百三十 (二)「ヨードフェニル」(二)「―メチルペリジン―ニール」メチル」―H―インドール―ニール」メタノン及びその塩類 三百三十一 (一)H―インドール―ニール」(ナフタレン―ニール)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。 イ 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚醒剤 ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬 ハ (四)エトキシナフタレン―ニール」(一)オクチル―H―インドール―ニール」メタノン及びその塩類 ニ (二)オクチル―H―インドール―ニール」(四)ペンチルナフタレン―ニール」メタノン及びその塩類 ホ (四)ヘキシルナフタレン―ニール」(一)オクチル―H―インドール―ニール」メタノン及びその塩類 ヘ (二)ヘプチル―H―インドール―ニール」(四)ヘキシルナフタレン―ニール」メタノン及びその塩類 ト (四)メトキシナフタレン―ニール」(一)オクチル―H―インドール―ニール」メタノン及びその塩類
第二欄	

一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。) 二 直鎖状アルケニル基 (炭素数が五のものに限る。) 三 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。) 四 フッ素原子 塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	一 直鎖状アルキル基 (炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。) 二 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。) 三 フッ素原子 塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子
三百三十二 (二)メチル—H—インドール—III—イル) (ナフタレン—II—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないものと並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。 イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬	一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七までのいずれかのものに限る。) 二 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。)
ハ (二)メチル—H—ヘプチル—H—II—イル) (四)ペンチルナフタレン—II—イル) メタノン及びその塩類 第一欄 一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七までのいずれかのものに限る。) 二 炭素数が八の直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七までのいずれかのものに限る。)	第二欄 一 直鎖状アルキル基 (炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。) 二 アルコキシ基 (炭素数が一又は二のものに限る。)

アルキル基が結合する場合に限る。） 三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。） 四 直鎖状アルキル基（炭素数が三から五まで（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四）のいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基			二のものに限る。） 三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子
三百三十三 ニーアミノー一フエニルプロパンー一オン（以下この号及び第二条第六号において「基本骨格」という。）の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第六号において「カチオン系化合物群」という。）。 イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬	第一欄 一 メチル基	第二欄 一 メチル基	第三欄 一 メチル基

二 エチル アミノ基	二 エチル 基	二 エチル 基
三 ジメチ ルアミノ 基	三 直鎖状 プロピル 基	三 メトキ シ基
四 ジエチ ルアミノ 基	四 直鎖状 ブチル基	四 メチレ ンジオキ シ基
五 メチル エチルア ミノ基	五 直鎖状 ペンチル 基	五 フッ素 原子
六 ービ ロリジニ ル基	六 直鎖状 ヘキシル 基	六 塩素原 子
	七 直鎖状 ヘプチル 基	七 臭素原 子
		八 ヨウ素 原子

三百三十四 六 a・七・八・十 aーテトラヒド
ロー六・六・九ートリメチルー六 Hージベン
ゾ「b・d」ピランーオールの三位に直
鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのも
のに限る。）が結合するものであって、一位、
三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結
合していない物及びこれらの塩類。ただし、
麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除
く。

三百三十五 六 a・七・十・十 aーテトラヒド
ロー六・六・九ートリメチルー六 Hージベン
ゾ「b・d」ピランーオールの三位に直
鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのも
のに限る。）が結合するものであって、一位、
三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結
合していない物及びこれらの塩類。ただし、
麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除
く。

三百三十六 六 a・七・八・九・十・十 aーヘ
キサヒドロロー六・六・九ートリメチルー六 H
ージベンゾ「b・d」ピランーオールの
三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八
までのものに限る。）が結合する物であって、
一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結
合していないもの及びこれらの塩類

三百三十七 前各号に掲げる物のいずれかを含
有する物。ただし、サルビア デイビノラム
（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに
限る。）及びミトラガイナ スペシオーサ
（ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種
を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状の
ものに限る。）以外の植物を除く。

（医療等の用途）

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用
途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 次に掲げる者における学術研究又は試験検
査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六
号）第一条に規定する大学及び高等専門学
校並びに国立大学法人法（平成十五年法律
第百十二号）第二条第四項に規定する大学
共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第
百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政
法人及び地方独立行政法人法（平成十五年
法律第百十八号）第二条第一項に規定する
地方独立行政法人

三 法第七十六条の六第一項に規定する検査の
用途

四 法第七十六条の八第一項に規定する試験の
用途

五 犯罪鑑識の用途

六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄
に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄
に掲げる用途

亜硝酸イソブチル及 びこれを含有する 物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
亜硝酸イソプロピル 及びこれを含有す る物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
亜硝酸イソペンチル 及びこれを含有す る物	一 疾病の治療の 用途（法第十四 条又は第十九条 の二の規定によ る承認を受けて 製造販売をされ た医薬品を使用 する場合に限る 。） 二 元素又は化合 物に化学反応を 起こさせる用途

亜硝酸三級ブチル及 びこれを含有する 物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
亜硝酸シクロヘキシ ル及びこれを含有 する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
亜硝酸ブチル及びこ れを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二ーアミノーー （四ープロモー二・ 五ージメトキシフ エニル）エタノン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一酸化二窒素及びこ れを含有する物	一 疾病の治療の 用途（法第十四 条若しくは第十 九条の二の規定 による承認を受 けて製造販売を された医薬品又 は法第十四条の 九の規定により 届出をして製造 販売をされた医 薬品を使用する 場合に限る。） 二 元素又は化合 物に化学反応を 起こさせる用途 三 学術研究又は 試験検査の用途 （ただし、第一 号に掲げる者に おける場合を除 き、かつ、人の 身体に使用する 場合以外の場合 に限る。） 四 工業用の洗浄 剤の用途 五 食品衛生法 （昭和二十二年 法律第二百三十 三号）第四条第 二項に規定する 添加物の用途

インダンー二ーアミ ン、その塩類及び これらを含有する 物	六 電気絶縁の用 途 七 噴射剤の用途 八 冷媒の用途 元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二ー（エチルアミノ） ー二ー（チオフエ ンー二ーイル）シ クロヘキサノン、 その塩類及びこれ らを含有する物	学術研究又は試験 検査の用途（た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。） 元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
Nーエチルーー （四ーメトキシフエ ニル）プロパンー 二ーアミン、その 塩類及びこれらを 含有する物	学術研究又は試験 検査の用途（た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。） 元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二ー（ーオキシ ーフエニルプロ パンー二ーイル） イソインドリンー ー・三ージオン、 その塩類及びこれ らを含有する物	学術研究又は試験 検査の用途（た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。） 元素又は化合物 に化学反応を 起こさせる用途
一ー（四ークロロフ エニル）プロパン ー二ーアミン、そ の塩類及びこれら を含有する物	一 元素又は化合 物に化学反応を 起こさせる用途 二 学術研究又は 試験検査の用途 （ただし、第一 号に掲げる者に おける場合を除 き、かつ、人の 身体に使用する 場合以外の場合 に限る。）

三―ジエチルアミノ ―二・二―ジメチ ルプロピル四― アミノペンゾア ―ト、その塩類及び これらを含有する 物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―(二・三―ジク ロロフェニル)ピ ペラジン、その塩 類及びこれらを含 有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
ジフェニル(ビロリ ジン―ニール) メタノール、その 塩類及びこれらを 含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二―(ジフェニルメ チル)ペリジン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二―(ジフェニルメ チル)ピロリジン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―[(二・二―ジフ ルオロベンゾ「d」 二・三)ジオキソ ール―五―イール) メチル]ペペラジ ン、その塩類及び これらを含有する 物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二―[(ジメチルアミ ノ)メチル]―一 ―(三―ヒドロキ シフェニル)シク ロヘキサノール、 その塩類及びこれ らを含有する物	学術研究又は試験 検査の用途(た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)
二―(二・五―ジメ トキシフェニル) エタンアミン、そ	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途

の塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二―(二・五―ジメ トキシ―四―プロ ピルフェニル)エ タンアミン、その 塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二―(二・五―ジメ トキシ―四―メチ ルフェニル)エタ ンアミン、その塩 類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
ナフタレン―一―イ ル(―一―ペンチル ―一―H―ピロリル ―三―イール)メ タノール、その塩 類及びこれら を含有する物	学術研究又は試験 検査の用途(た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)
一―(四―フルオロ フェニル)ペペラ ジン、その塩類及 びこれらを含有す る物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―(二―フルオロ フェニル)プロパ ン―二―アミン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―(三―フルオロ フェニル)プロパ ン―二―アミン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
四―ベンジルペペリ ジン、その塩類及 びこれらを含有す る物	一 元素又は化合 物に化学反応を 起こさせる用途 二 学術研究又は 試験検査の用途 (ただし、第一 号に掲げる者 を除く場合を除 く)

き、かつ、人の 身体に使用する 場合以外の場合 に限る。)	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―(ベンゾフラン ―二―イール)プロ パン―二―アミン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
二―[(メチルアミ ノ)メチル]―一 三・四―ジヒドロ ナフタレン―一 (二H)―オン、そ の塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
N―メチルインダン ―二―アミン、そ の塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―[(三―メチルフ エニル)メチル] ペペラジン、その 塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
メチル―一―フエネ チル―四―(N― フェニルプロパ ナミド)ペペリジン ―四―カルボキシ ラート、その塩類 及びこれらを含有 する物	学術研究又は試験 検査の用途(た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)
一―(三・四―メチ レンジオキシベン ジル)ペペラジン、 その塩類及びこれ らを含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―(四―メトキシ フェニル)ペペラ ジン、その塩類及 びこれらを含有す る物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―[(二―メ トキシフェニル) トキシフェニル]	学術研究又は試験 検査の用途(た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)

一―二―フェニルエ チル)ペペリジン、 その塩類及びこれ らを含有する物	だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)
五―メトキシ―二― メチル―N―N― ジメチルトリプタ ミン、その塩類及 びこれらを含有す る物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
五―ヨードインダン ―二―アミン、そ の塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途
一―(四―ヨード― 二・五―ジメトキ シフェニル)プロ パン―二―アミン、 その塩類及びこれ らを含有する物	学術研究又は試験 検査の用途(た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)
(二―ヨード―五―ニ トロフェニル)―一 ―[(二―メチルピ ペリジン―二―イ ル)メチル]―一 H―インドル― 三―イール)メタノ ール、その塩類及び これらを含有する 物	学術研究又は試験 検査の用途(た だし、第一号に 掲げる者におけ る場合を除き、 かつ、人の身体 に使用する場合 以外の場合に限 る。)
カチノン系化合物群 (基本骨格の二位に ジメチルアミノ基、 ジエチルアミノ基、 メチルエチルアミ ノ基又は―一―ピロ リジン基が結合 している物を除く 。及びこれらを含 有する物)	元素又は化合物に 化学反応を起こ させる用途

七 前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二二日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一七日厚生労働省令第一七二号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月二二日厚生労働省令第一四九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二二年八月二五日厚生労働省令第九六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年四月一四日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年九月二〇日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年二月二二日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月一日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二四年八月三日厚生労働省令第一一二号）

この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年一〇月二七日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二四年二月二七日厚生労働省令第一五九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年二月一九日厚生労働省令第一八号）

この省令は、平成二五年三月一日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年二月二〇日厚生労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年四月三〇日厚生労働省令第六四号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日厚生労働省令第八六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年一〇月二二日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年二月二三日厚生労働省令第一二八号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年二月二〇日厚生労働省令第一三一号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二五年政令第三百五十五号）の施行の日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年三月六日厚生労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年六月一日厚生労働省令第六八号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年七月二日厚生労働省令第七五号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二六年政令第二百四十八号）の施行の日（平成二六年八月一日）から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月二五日厚生労働省令第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年八月二五日厚生労働省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年九月二九日厚生労働省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二九日厚生労働省令第一一七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年十一月一八日厚生労働省令第一二五号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年二月二六日厚生労働省令第一四七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年二月一八日厚生労働省令第二二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年三月二五日厚生労働省令第四一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年五月一日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年五月二二日厚生労働省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日厚生労働省令第一一七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年七月二九日厚生労働省令第一二七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年八月一九日厚生労働省令第一三二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年九月一六日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年一〇月二二日厚生労働省令第一五九号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二七年十一月一日）から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年十一月二五日厚生労働省令第一六四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二十七年二月一五日厚生労働省令第一七〇号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年一月二一日厚生労働省令第七号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年二月一〇日厚生労働省令第一八号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年二月一八日厚生労働省令第二一号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年三月九日厚生労働省令第二八号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年四月八日厚生労働省令第二九号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年五月二七日厚生労働省令第一〇三号） この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三十二号）の施行の日（平成二十八年六月二十六日）から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（平成二十八年六月二二日厚生労働省令第一一六号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年八月二四日厚生労働省令第一四三号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年十一月一日厚生労働省令第一六五号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十八年十二月二二日厚生労働省令第一七九号）	
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十九年二月二四日厚生労働省令第二二号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十九年六月二二日厚生労働省令第六五号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十九年七月二六日厚生労働省令第七七号） この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百四号）の施行の日（平成二十九年八月二十五日）から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（平成二十九年八月二九日厚生労働省令第九一号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十九年一〇月三一日厚生労働省令第一二〇号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成二十九年十二月二九日厚生労働省令第一三二号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一八号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第七六号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成三〇年七月二一日厚生労働省令第八七号） この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十七号）の施行の日（平成三十年七月二十日）から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
附 則（平成三〇年八月二二日厚生労働省令第一〇九号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成三〇年十一月一四日厚生労働省令第一三二号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成三〇年十二月一九日厚生労働省令第一四六号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（平成三一年二月一九日厚生労働省令第一六号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和元年六月一三日厚生労働省令第一一号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第一九号） この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第四十七号）の施行の日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（令和元年八月二九日厚生労働省令第三五号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和元年十一月二四日厚生労働省令第六九号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和元年十二月二七日厚生労働省令第八一号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）（施行期日）	
号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。 附 則（令和二年二月二八日厚生労働省令第一九号）抄 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和二年七月八日厚生労働省令第一三八号） 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百二十号）の施行の日から施行する。 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（令和二年八月二六日厚生労働省令第一五三号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。 附 則（令和二年十一月一九日厚生労働省令第一八五号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和三年一月二二日厚生労働省令第七号） この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 附 則（令和三年一月二九日厚生労働省令第一五号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。 附 則（令和三年三月一五日厚生労働省令第四七号）抄	

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年六月一七日厚生労働省令第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年八月二五日厚生労働省令第一四二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年九月八日厚生労働省令第一五二号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百五十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一〇月二一日厚生労働省令第一七四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年一月一九日厚生労働省令第九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年三月七日厚生労働省令第三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇六号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第二百五十五号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年二月一六日厚生労働省令第一六八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年三月一〇日厚生労働省令第二一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年六月二一日厚生労働省令第八六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年七月二五日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年八月三一日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年九月一九日厚生労働省令第一一三号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和五年政令第二百六十七号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月二六日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年十一月二二日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二七日厚生労働省令第一六六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日厚生労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年三月六日厚生労働省令第三六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。